

国内経済要録

◇外国為替手形買取制度の実施

本行は、期限付輸出手形の買取増加に伴う外国為替公認銀行の外貨買持ちの増大に対処し、あわせて為替市場の正常化に資するため、外国為替資金貸付制度の補完措置として、次の要領により、外国為替手形の買取を行なうこととし、12月20日から実施した。

- (1) 本行取扱店……本店
- (2) 取引先……さしあたり本邦側甲種外国為替公認銀行
- (3) 売買の方法

イ. 取引先の保有する外貨表示期限付輸出手形の買取に代え、同手形を引当てとする取引先振出、受取、支払の米ドル表示為替手形を買い取る。

ロ. 引当手形は外国為替資金貸付の引当手形として確認を受けた手形のうち、不改變信用状に基づき本邦輸出業者が振り出した5か月以内(ただし、船積後定期払条件の場合は6か月以内)の米ドル表示期限付輸出手形とする。

ハ. 買取手形については、外貨による決済を行わず、取引先が満期日に円貨により買戻しを行なうこととする。

(4) 売買相場

イ. 買取相場および満期日前の売戻し相場……原則として買取または売戻し日の本邦市場における米ドル直物中心相場から満期日までの日数(片落)に応じ、米国市場における120日物一流銀行引受手形割引率による割引料相当額を差し引いたもの。

ロ. 満期日における売戻し相場……売戻し日の本邦市場における米ドル直物中心相場。

◇輸入貿易手形制度の取扱停止

本行は最近における内外金利の動向にかんがみ、この際とくに輸入金融を一般金融と区別して扱う必要がなくなったので、輸入貿易手形制度の取扱いを1月8日以降停止し、同日以降新規のスタンプ押なつを行なわないこととした。

◇短資業者に対する本行所有政府短期証券の売却

本行は、今後の金融情勢に対処し、市場資金の調整を図るため、必要に応じ、次の要領で短資業者に対し本行所有政府短期証券の売却を行なうこととし、1月4日か

ら実施した。

(1) 売却対象政府短期証券——大蔵省証券、食糧証券および外国為替資金証券とし、さしあたり証券(現物債)に限る。

(2) 売却金額——本行が、市場の状況を勘案して随時決定する。

(3) 買戻条件——本行の指示により償還期日前に買い戻す旨の条件を付することができる。

(4) 割引料——政府短期証券の割引歩合(現行日歩1.55銭)とするが、買戻し日の割引料を徴収しないこと(売却先の受取割引料両入)とし、売却期間を調整することにより、実質利回りがおおむね市場金利となるよう運用する。

(5) 取扱店——原則として本店とするが、必要に応じ、大阪支店または名古屋支店においても取り扱いうる。

◇長期貸出金利の引下げ

日本開発銀行、日本興業銀行などでは、最近における経済金融情勢の推移にかんがみ、長期貸出金利をそれぞれ次のとおり引き下げ、1月1日から実施した。

- | (1) 政府金融機関 | 新利率(引下げ幅) |
|----------------|--|
| ○日本開発銀行 | (注1)
貸付基準利率 年8.4%(年0.3%) |
| ○北海道開発公庫 | |
| ○中小企業金融公庫 | (注1)
中小企業近代化
促進貸付利率中
の優遇金利 年8.2%
(年0.3%) |
|
(2) 民間金融機関 | |
| ○日本興業銀行 | (注2)
最優遇金利 年8.4%(年0.3%) |
| ○日本長期信用銀行 | |
| ○信託銀行 | (注3)
〃 日歩2.31銭(日歩8毛) |
| ○生命保険会社 | (注3)
〃 年8.4%(年0.3%) |
- (注1) 本年1月1日以降の発生利息から適用。
(注2) 40年度以降新規に貸出承諾を行なったものにつき、本年1月1日以降の発生利息に適用。
(注3) 本年1月1日以降の新規貸出分から適用。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の引上げ

本邦側甲種外国為替公認銀行では、米国における一流銀行引受手形(BA)レートが昨年12月29日から $\frac{1}{8}$ %引き上げられ4 $\frac{1}{4}$ % (90日物)となつたのに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利を次のとおり、一律、年利 $\frac{1}{8}$ %引き上げ、1月6日から実施した。

		一般(年利)	サービス(年利)
3か月物	$\frac{1}{8}$ %つき輸入ユーザンス金利	7.25%以上	7.0%以上
〃	$\frac{1}{8}$ %なし	7.5%以上	7.125%以上
4か月物は3か月物の各 $\frac{1}{8}$ %高とする。			

◇米ドル建現地貸金利率の引上げ

本邦側甲種外国為替公認銀行では、最近における米国のB Aレートが現地貸金利率前回改訂時(昭和40.1.4)に比し大幅上昇をみていることなどにかんがみ、米ドル建現地貸金利率を年0.375%引き上げ、一般、年6.625%以上、サービス、年6.375%以上とし、12月21日から実施した。

◇日本、韓国オープン勘定の廃止

昨年12月18日、日韓政府間で「日韓金融協定の終了に関する交換公文」の調印が行なわれ、両国間取引の支払に関し、現行オープン勘定決済方式を3月19日限り廃止し、以後は現金決済方式に移行させることになった。経過期間中の取扱いなどは次のとおり。

(1) 経過期間——廃止日(3月19日)以降9月15日までは経過期間として、廃止日以前に発行された信用状に基づく取引のオープン勘定決済を認める。

(2) 貸越残高の決済

イ. 焦げつき債権(約45百万ドル)については請求権などに関する協定の第2議定書(註)に従い決済される。

(註) 40年12月18日以後10年賦払(無利子)とし、対韓無償供与の一部と相殺により決済しうる。

ロ. 焦げつき債権額をこえる貸越残高の決済

(イ) 9月15日まで(経過期間中)は現行方式による。

(ロ) 経過期間終了後は最終残高を相互に確認のうえ、11月14日までに米ドルにより決済を行なう。

(3) 勘定の閉鎖——オープン勘定は上記決済がすべて終了した日に閉鎖される。

◇昭和40年度補正予算の成立

12月27日、昭和40年度一般会計補正予算第3号(第2号は廃案)、特別会計補正予算第2号(第1号は廃案)および政府関係機関補正予算第2号(第1号は廃案)がそれぞれ成立した。一般会計補正予算をみると、歳出面では人事院勧告に基づく公務員給与の引上げをはじめ、災害復旧、食管会計の赤字補てん、日韓条約関係の必要経費、義務的経費の精算など、計1,412億円を計上している(ただし既定経費の削減761億円があるため実質的には651億円の追加)。一方歳入面では、まず40年度の租税および印紙収入について歳入欠かん2,590億円を見込み、これを赤字国債の発行(註)をもってまかなうこととした(赤字国債発行の根拠については、「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」を別途制定、次項参照)。その他の財源として、次年度財源(40年度下期日銀納付金、39年度剰余金)の繰上げ使用(406億円)、産業投資特別会計などへの一般会計出資金の一部を中止

(253億円)、経費の節約(220億円)などを見込んだ。

なお、一般会計における大蔵省証券または一時借入金の最高限度を2,000億円から4,000億円に改定。

(注) 一般会計補正予算(第3号)の予算総則補正第5条によれば、「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」の定めるところにより公債を発行しうる限度額は、2,590億円である(同条第1項)。なお、前記公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を第1項の限度額に加算される(同条第2項)。

40年度一般会計補正予算(第3号)

(単位・億円)

歳 出		歳 入	
公務員給与改善	353	公債金	2,590
災害対策	166	日銀納付金	317
義務的経費精算	426	前年度剰余金	187
食管会計へ繰入	209	専売納付金	39
日韓条約関係	62	雑収入	109
道路会計へ繰入	128	小計	3,241
農業共済再保険会計へ繰入	16	租税および印紙収入	△2,590
中小保険公庫出資金	10		
その他増加経費	14		
小計	1,412		
道路公団出資	△120		
産投出資	△125		
国民公庫出資	△20		
産炭地域振興事業団出資	△8		
国債整理基金へ繰入	△90		
揮発油税財源の道路会計繰入	△128		
経費節減	△220		
予備費	△50		
小計	△761		
合計	651	合計	651

◇「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」成立

昭和40年度における租税収入が当初予算比異常に減少したことなどに対処するための措置として、1月18日、「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」が成立、即日公布、施行された。同法のおもな内容は次のとおり。

(1) 政府は財政法第4条第1項の規定にかかわらず、昭和40年度の一般会計補正予算(第3号)において見込まれる租税および印紙収入の不足を補うため、同予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内(別項「昭和40年度補正予算の成立」参照)で、公債を発行することができる。

(2) 上記の公債の発行は、昭和40年度の一般会計の歳出予算の翌年度繰越額の財源として必要な金額の範囲内

で、昭和41年度において行なうことができる。

(3) 40年度分の地方交付税交付金の算定基準となる同年度の所得税、法人税および酒税の収入見込み額は、補正予算額によらず当初予算額によるものとする。

◇国債募集開始

「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」の施行に伴い、40年1月に市中消化により発行する国債について、1月19日募集引受け契約の締結、調印が行なわれ、直ちに1月発行分700億円の募集が開始された。一般会計債としての長期国債発行は、昭和22年以來19年振りである。

40年度発行国債の条件および発行方法などは次のとおり。

(1) 発行条件

表面利率	6.5%
発行価格	額面金額100円につき98円60銭
期間	7年
応募者利回り	6.795%
募集引受団手数料	額面100円につき50銭
券面種類	10万円、100万円、500万円、 1,000万円の種類

(2) 発行方法

日本銀行と募集引受団との間に募集取扱いおよび引受け契約を締結し、募集引受団が募集・引受けを行なう。個人消化については証券会社のみが募集取扱いを行なう。1月発行分は募集期間1月19日から25日まで、代金払込みは28日。

(3) 募集引受団の引受シェア

都市銀行および長期信用銀行	51.5%
地方銀行	20.5%
●信託銀行	3.6%
相互銀行	3.6%
信用金庫	3.6%
農林中央金庫	3.6%
生命保険	3.6%
証券会社	10.0%
計	100.0%

◇昭和41年度予算編成方針および予算案概算の決定

政府は12月30日の閣議で、昭和41年度予算編成方針を決定した。要旨は次のとおり。

財政政策の目標は、国際収支の均衡と物価の安定を確保しながら、社会資本の拡充、社会保障の充実など財政の役割を着実に実行すること、また経済情勢に応じて財

政を弾力的に運営することを通じて経済の安定的な成長に努力し、これによりわが国経済の均衡ある発展のうえに福祉国家の実現を期することにある。この目標達成のため、今後次の原則のもとに国債政策を導入する。

(1) 財政の規模と内容を国民経済とつりあいのとれた適正なものとするを基本とする。このため年々の経済の動きに沿って国債の発行額を伸縮する。

(2) 国債の発行は、財政法の原則に従い、その対象を公共事業費などに限定し、経常的な歳入は租税その他の普通歳入でまかなう。

(3) 国債は市中消化とする。

以上のような考えに基づき、41年度の財政運営は、国債の発行による財政支出の増加と大幅減税の断行を通じて、積極的に有効需要を拡大し、経済の安定成長へのすみやかな移行を期する。上記の趣旨から予算と財政投融资計画は次のように編成する。

(1) 減税は所得税、法人税を中心に、国税、地方税を通じて平年度3,000億円以上の大幅なものとする。

(2) 国債の発行額は7,300億円、政府保証債の発行額は4,000億円を限度とする。

(3) 予算、財政投融资計画の重点政策は次のとおり。

イ. 社会福祉の充実のため、住宅と生活環境施設を整備、拡充するとともに社会保障施策を推進する。

ロ. 産業基盤の充実、強化のため、道路、港湾など社会資本を計画的に整備、拡充する。また国土保全強化のため、災害復旧の促進と治山治水対策を計画的に実施する。

ハ. 農林漁業や中小企業の生産性を向上し、経営基盤を拡大、強化することにより、近代化、高度化を推進する。

ニ. 文教の刷新充実、青少年対策の促進を努め、あわせて科学技術を振興する。

ホ. 輸出を振興し、対外経済協力を推進する。

ヘ. 産業構造の変化に応じて、雇用対策を強化し、労働移動の円滑化に努める。

ト. 物価安定のための諸施策に配慮する。

(4) 重点施策を進めるのに必要な経費の確保ならびに財政資金の効率的運用を図るため、既定経費の節減、合理化を徹底的に行なう。新規の経費は緊要なものに限定する。特に補助金などについては効率を再検討し整理する。

(5) 各省庁の部局、公庫、公団、事業団など機構の新設は行なわない。また新規増員はきびしく押える。

(6) 経済情勢に応じ予算、財政投融资計画を弾力的に執行するするため、公共事業費などの施行時期や国債、政

府保証債などの発行を調整する。

(7) 地方財政についても、機構の新設、定員の増加を抑え、経費を徹底的に節減、合理化することを前提に、国も必要な財源措置を講ずる。

なお1月6日の閣議において、40年度予算の大蔵原案

一般会計予算案の内容

(単位・億円)

		40年度 予算	39年度 当初 予算	増減(△)	増減率 (%)
歳 入	租税および印紙収入	31,977	32,877	△ 900	
	公債金	7,300	0	7,300	—
	その他収入	3,813	3,007	806	
	前年度剰余金受入	53	697	△ 644	
	合計	43,143	36,581	6,562	17.9
歳 出	社会保障関係費	6,217	5,167	1,050	20.3
	文教および科学振興費	5,433	4,755	678	14.3
	国債費	489	220	268	122.3
	恩給関係費	1,917	1,693	224	13.2
	地方交付税交付金	7,507	7,162	345	4.8
	臨時地方特例交付金	414	0	414	—
	防衛関係費	3,407	3,014	392	13.0
	特殊対外債務処理費	315	209	106	50.7
	公共事業関係費	8,763	7,359	1,404	19.1
	貿易振興および経済協力費	282	129	153	118.6
	海運対策費	145	137	8	5.8
	中小企業対策費	293	216	77	35.6
	石炭対策費	241	201	39	19.9
農業保険費	279	203	77	37.4	
農林水産業構造改善	234	186	48	25.8	
食糧線入	1,319	1,096	223	20.3	
産投線入	440	125	315	252.0	
その他	4,798	4,208	590	14.0	
予備費	650	500	150	30.0	
合計	43,143	36,580	6,562	17.9	

財政投融资計画原資内訳

(単位・億円)

	41年度 計画	39年度 当初計画	増減(△)	同率(%)
産投出資	480	557	△ 77	△ 13.8
資金運用部	12,360	10,639	1,722	16.2
簡保資金	1,700	1,100	600	54.5
公募債・借入金	5,290	3,260	2,030	62.3
外貨債等	442	650	△ 208	△ 32.0
計	20,273	16,206	4,067	25.1

が提出され、各省との復活折衝の後、1月14日の閣議において、一般会計予算案(概算)を了承するとともに、財政投融资計画を正式に決定。規模は一般会計 43,143億円、財政投融资計画 20,373億円。

◇昭和41年度税制改正に関する税制調査会の答申および政府案の決定

税制調査会は12月28日、昭和41年度の税制改正案を内閣総理大臣に答申した。その要旨は次のとおり。

(1) 従来、財政運営のあり方については均衡財政を前提とし、税制改正についてもたとえば減税規模について当年度の自然増収を基準とし、また景気調節機能についても租税政策より金融政策に期待する考え方をとってきた。しかし昨今における経済の推移等から考えると、今後は財政政策の果たすべき役割が大きくなり、健全な公債政策の導入等を通じ財政政策のより弾力的な運営が必要と考えられる。したがってその一環である租税政策も、より長期的な視野から租税の経済的機能に着目しつつ弾力的に考えるべきである。

(2) 41年度の税制改正による減税規模は国税、地方税を通じ、平年度3,070億円を目途とすることが適当と考える。

(3) 減税の基本方針は次のとおり。

イ. 所得税と相続税の負担を適正にすることが肝要。とくに中堅所得者を中心とする税率の累進度の緩和を図ることが必要である(その方法としては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除の引上げ、税率の緩和など)。

ロ. 企業課税では、法人税負担の水準およびあり方は、法人税の性格という難解な問題と密接に関連するのみならず、個人企業の所得税負担とのバランスにも関連するものである。今後の検討にゆだねる。企業の内部蓄積を促進するなどその体質改善のための措置を講ずるが、特に中小企業に重点をおいて配慮する必要がある(その方法としては、留保分所得に対する税率の引下げ、建物の耐用年数の短縮、資本構成改善の促進、合併の助成、専従者控除等の引下げ、中小法人の留保分に対する法人税率の軽減、貸倒引当金制度の拡大など)。

ハ. 消費税についても、国民生活の安定、生活水準の向上に資するため軽減措置を検討する必要がある。

ニ. 地方税については、地方財政の見通しからみて大幅な減税を行なうことは困難と認められる。なお、住民税負担の軽減とあわせて固定資産税および都市計画税負担の適正化合理化を行なう必要がある。

この答申を受けて、1月21日、41年度税制改正の政府原案の決定をみた。税制調査会の答申とのおもな相違点は、物品税減税、生命保険料控除および寄付金控除の控除限度の引上げ等の措置が追加されたこと、および地方税(住民税税率)を増税する代わりに所得税をその分だけ減税するという構想が見送られたこと(これに伴う地方税の減収は地方交付税交付金の増額でカバー)、などである。

昭和41年度税制改正による増(+) 減収額

(単位・億円)

	答 申		政府原案	
	平年度	初年度	平年度	初年度
所得減税	1,465	1,255	1,465	1,255
1. 各種控除の引上げ	935	815	935	815
(1) 基礎控除の引上げ	260	225	260	225
(2) 配偶者控除の引上げ	130	115	130	115
(3) 扶養控除の引上げ	135	115	135	115
(4) 給与所得控除の引上げ	410	360	410	360
2. 税率の緩和	530	440	530	440
企業減税	1,045	485	1,055	421
1. 企業の体質改善の促進	760	361	673	258
(1) 留保所得に対する税率の引下げ	450	285	363	182
(2) 建物の耐用年数の短縮	150	40	150	40
(3) 資本構成改善の促進	100	25	100	25
(4) 合併の助成	30	5	30	5
(5) スクラップ化の促進	30	6	30	6
2. 中小企業の体質の強化	255	116	352	155
(1) 専従者控除の引上げ	65	50	75	58
(2) 中小法人の軽減税率の引下げ	45	30	132	66
(3) 同族会社の留保所得課税の軽減	40	25	40	20
(4) 貸倒引当金の繰入率の引上げ	95	10	95	10
(5) 海外市場開拓準備金の繰入率の引上げ等	10	1	10	1
3. 輸出の振興	30	8	30	8
輸出割増償却制度の拡大	30	8	30	8
相続税減税	150	50	150	50
1. 相続税の改正	137	42	137	42
2. 贈与税の改正	13	8	13	8
物品税減税	—	—	339	281
その他所得税、法人税等の減税 (障害者控除、寄付金控除等)	—	—	80	56
特別措置の調整合理化	+ 30	+ 5	+ 30	+ 5
1. 重要産業用合理化機械の特別償却制度の整理合理化	+ 20	+ 5	+ 20	+ 5
2. 新規重要物産免税制度の廃止	10	—	+ 10	—
合 計 (国 税)	2,630	1,785	3,069	2,058

◇日ソ貿易・航空両協定の取決め

「日ソ貿易・支払5ヵ年(1966~70年)協定」ならびに「日ソ航空協定」が、1月21日モスクワで調印された。

両協定の内容はおおむね次のとおり。

(1) 貿易支払協定

同協定は、昨年末に期限の到来した第2次「日ソ貿易・支払3ヵ年(1963~65年)協定」に続く協定で、本年から開始のソ連国民経済発展5ヵ年計画とも歩調を合わせ66年以降5年間にわたる両国間の貿易目標額、取引品

目および品目別輸出入予定量を取り決めたものである。なお、明年以降各年ごとに、品目別輸出入予定量等に関し、両国間で再び検討、調整が行なわれることになっている。

同協定によれば、5ヵ年全体の貿易規模は、日本側の輸出11億ドル、同輸入10億ドル、往復21億ドル(FOB建て為替ベース)で、過去5年間に比し、約70%の増加が見込まれている。これを品目別にみると、わが方の輸出では、船舶(魚加工母船・木材運搬船等5年間で99隻、うち7隻は契約済み)を始め、化学、紙・パルプ等のプラント類が約5億ドルと輸出総額の半ば近くを占め、ついで機械類、鋼材等の鉄鋼製品が大きく、また化学品、繊維品の輸出倍増も予定されている。さらに今回ソベリヤ・極東開発の関係で新たにガス油井採掘、石油採掘、輸送用設備および鉱山コンビナートの建設用設備等の品目が追加されたが、その輸出規模が未確定なため、前記輸出予定額の中には含まれていない。一方、輸入では、これまでと同様、木材、石油、石炭、銑鉄、カリ塩の5品目で輸入総額の約80%を占めている。このうち、木材の増加が最も顕著で、それが石油に代わり輸入品目中の首位を占めるに至ったのが注目される。これにひきかえ、わが国が輸入増大を期待した石油、石炭については、ソ連、東欧での消費増加による供給余力の減少などから、石油が微増、石炭はほぼ横ばい(もっとも本年のみかなり増加)に押えられた。また銑鉄はわが国が生産増を見込んで、67年以降輸入減少を予定している。さらに今回新たに追加されたおもな品目としては液化天然ガス、パルプ、モリブデン粉末、毛皮などがあげられる。なお、ソ連側から希望の強かったアルミ地金は、日本側の主張どおり、品目表から外された。

次に本年(1966年)の貿易規模は、往復390百万ドルと昨年の目標(358百万ドル)を9%方上回り、うち日本側の輸出は200百万ドル(昨年目標比6%増)、一方輸入が190百万ドル(同12%増)と、昨年に引き続き日本側の出超(10百万ドル)が見込まれている。さらに主要品目についてみると、輸出では化学プラントの21%、鋼管の8%、合成繊維の33%各増のほか船舶(魚加工母船)が7隻、一方輸入では木材44%、石油8%、石炭52%の各増加が予定されている。

なお、わが国とソ連極東地方との間で消費物資(地方特産品を含む)の交換を目的とする沿岸貿易についても、同時に交換公文のかたちで調印されたが、本年は往復100百万ドルを予定し、5年後にはこれを倍増の予定である。

以上の貿易取決めに関し、わが国の業界では、大幅増

加を期待していただけに(当初は5年間で往復約40億ドル、本年は約4.5億ドルと予定)、今回の設定目標に対し期待はずれの感をいただく向きもある。しかし、これは前記シベリア・極東開発向け資材、設備の輸出が輸出予定額の中に計上されなかったこと、わが国の輸入増加希望の石油、石炭につきソ連側に制約があったこと、ソ連からの輸入希望品目が少ないこと、ソ連向け輸出につき延払い、価格引下げなど取引条件に困難な面が少なくないこと、などの諸事情によるものである。また今後のシベリア開発にしても、同国の外貨ならびに投資資金の不足、輸送面の不備、労働力の不足などから、その開発促進にはまだ多くの困難と時日を要するであろう。

(2) 航空協定

同協定は、基本的に両国がそれぞれ自国機による東京—モスクワ間の相互乗入れおよび東京、モスクワ以遠の

第3国地点への航路開設を認めたものである。しかし、当面はソ連側の事情でシベリア上空が外国機に開放されないため、それまでの間、暫定的に両国が対等の立場で東京—モスクワ間を共同運航することになっている。それは、日本航空とアエロフロート(ソ連国営航空)とが共同して、ソ連民間航空省から乗組員付きで賃借りする航空機をもって運営し、その乗組員には日本航空の乗組員も加えられる。さらに、かかる暫定共同運航に関する合意議事録には、日本側が自国機による相互乗入れを第三国に先立ち2年以内に実現することを強く希望し、ソ連側もこれを了承した旨が記されている。

これに伴い、本年6月ごろにはまず東京—モスクワ間を週1回就航し、約2年後には日航機のモスクワおよびそれ以遠への乗入れが世界各国にさきがけて行なわれる見込みとなった。

(参 考)

政府の41年度の経済見通し

		単 位	39年度 (実績)	40年度 (実績見込み)	41年度 (見通し)	40年度 39年度	41年度 40年度
総 人 口	万 人		9,721	9,826	9,920	101.1 (%)	100.9 (%)
生 産 年 齢 人 口	〃		7,167	7,326	7,467	102.2	101.9
勞 働 力 人 口	〃		4,726	4,803	4,866	101.6	101.3
就 業 者 総 数	〃		4,690	4,762	4,825	101.5	101.3
雇 用 者 総 数	〃		2,694	2,794	2,894	103.7	103.9
国 民 総 生 産 (同 実 質 伸 び 率)	億 円		256,681	277,200	308,500前後	108.0	111.3前後
国内民間総資本形成	億 円		67,281	62,600	67,500	93.0	107.8
生産者耐久施設	〃		48,479	45,000	45,500	92.8	101.1
在庫品増加	〃		9,930	6,500	8,000	65.5	123.1
個人住宅	〃		8,872	11,100	14,000	125.1	126.1
個人消費支出	〃		134,373	149,300	166,000	111.1	111.2
鉱工業生産指数	昭和35年=100		169.9	173.9	187.8	102.4	108.0
農林・水産業生産指数	昭和39年度=100		100.0	101.5	104.7	101.5	103.2
卸売物価指数	昭和35年=100		101.4	102.2	102.9	100.8	100.7
消費者物価指数(全都市)	〃		127.8	137.6	145.2	107.7	105.5
国 際 収 支	輸 出	百 万 ド ル	7,036	8,500	9,400	120.8	110.6
	輸 入	〃	6,501	6,950	7,600	106.9	109.4
	貿 易 収 支	〃	535	1,550	1,800	—	—
	貿 易 外 収 支	〃	△ 485	△ 700	△ 900	—	—
	経 常 取 引 収 支	〃	50	850	900	—	—
	資 本 取 引 収 支	〃	157	△ 600	△ 500	—	—
	誤 差 脱 漏	〃	△ 173	△ 50	—	—	—
総 合 収 支	〃	34	200	400	—	—	
通 関 輸 出	〃		7,187	8,700	9,620	121.1	110.6
通 関 輸 入	〃		7,921	8,350	9,140	105.4	109.5